

## 目次

|                    |          |
|--------------------|----------|
| ・ 申込期間・方法          | 1ページ     |
| ・ 中野区営住宅一覧         | 2ページ     |
| ・ 申込みから入居まで        | 3ページ     |
| ・ 入居資格             | 4～7ページ   |
| ・ 所得金額の計算方法        | 8～14ページ  |
| ・ 子育て世代への優遇抽せんについて | 15ページ    |
| ・ 前回の抽せん倍率         | 15ページ    |
| ・ 申込書の書き方          | 16～17ページ |
| ・ 予定使用料について        | 18ページ    |



中野区都市基盤部住宅課住宅政策係

申込みに関する問い合わせ

指定管理者 東京都住宅供給公社

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階

電話 03-5467-9361 FAX 03-3409-4527

# ～家族向・単身者向～

## 令和7年度

# 区営住宅(あき家)

# 募集のご案内

この募集は、中野区内に居住している方を対象に中野区営住宅のあき家人居予定者とあき家が発生した場合にあっせんする補欠登録者を募集するものです。

右表内であき家戸数が0の住宅については、あき家が発生した場合のみ補欠登録者の中から順番にあっせんをします。登録順位が上位の方からあっせんしますので、各地区内の住宅の指定はできません。

今回の募集における補欠登録の有効期限は令和8年8月31日です。

区営住宅へ入居するには、一定の資格が必要です。

→4ページ以降をご覧ください。

## ○家族向住宅募集（2人以上の世帯向け）

| 申込地区番号 | 001                       | 002                     | 003                                         | 004             |
|--------|---------------------------|-------------------------|---------------------------------------------|-----------------|
| 住宅名    | 南台三丁目<br>弥生町三丁目<br>弥生町五丁目 | 野方一丁目<br>野方六丁目<br>沼袋三丁目 | 江原町<br>江原町二丁目<br>江古田一丁目<br>江古田二丁目<br>江古田四丁目 | 鷺宮六丁目<br>上鷺宮三丁目 |
| あき家戸数  | 0                         | 2                       | 0                                           | 0               |
| 補欠登録者  | 9                         | 15                      | 18                                          | 5               |

## ○単身者向住宅募集

| 申込地区番号 | 005    |
|--------|--------|
| 住宅名    | 江古田一丁目 |
| あき家戸数  | 0      |
| 補欠登録者  | 3      |

申込期間

令和7年9月1日(月)～9月8日(月)

申込みの方法

(1) 申込用紙に必要事項を記入してください。

(2) 申込用紙の2か所に85円切手を貼ってください。

※切手の貼っていないもの、不足しているものは抽せん番号等の通知をしません。

## 郵送

定められた封筒に申込用紙を入れ、110円切手を貼り郵送。9月1日～9月8日の消印があり、東京都住宅供給公社に9月11日までに届いたものを受付けます。

## 持参

9月1日～9月8日 午後5:00まで（土曜、日曜は除く）に中野区役所1階にある東京都住宅供給公社の特設窓口へ持参されたものを受付けます。

## 注意

- ① 申込みは1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申込書に記載したとき（同居親族欄に記載されているものを含む）は全部の申込みを無効とします。
- ② 申込後の同居親族の変更・訂正は認めませんので申込書の記入には十分注意してください。婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も忘れずに記入してください。
- ③ 他のあき家募集などで、すでに登録されている方は、原則として申込みできません。
- ④ 申込みの代行業者は、中野区・指定管理者（東京都住宅供給公社）とは全く関係ありません。

# 中野区営住宅一覧

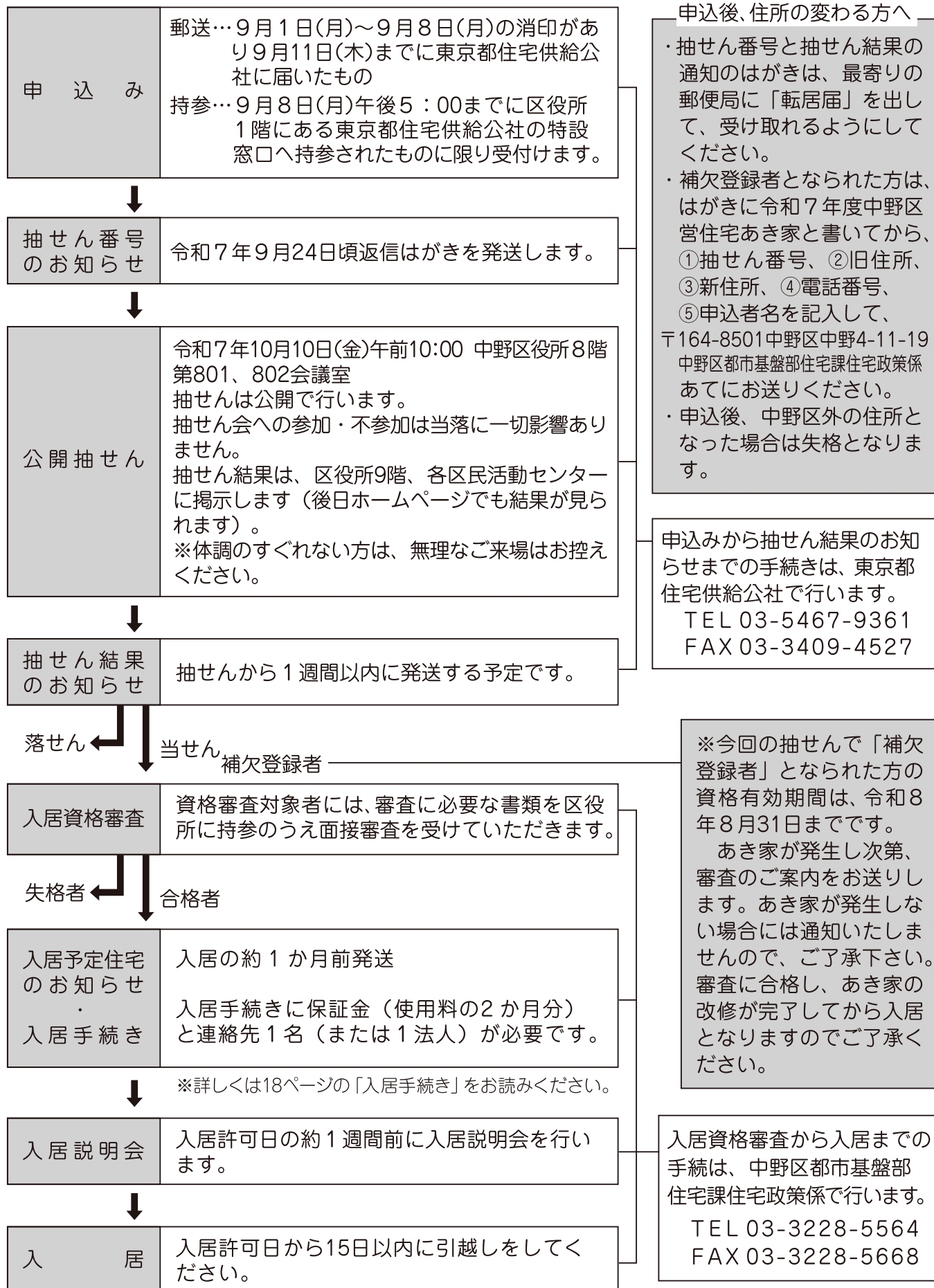
| 世帯   | 地区<br>番号 | 住宅名        | 住所       | 棟数 | 戸数  | 階数   | 建設<br>年度        | 間取り<br>専有面積             | EV<br>設置 | スロープ<br>設置 | 浴槽<br>設置  |
|------|----------|------------|----------|----|-----|------|-----------------|-------------------------|----------|------------|-----------|
| 家族向  | 001      | 南台三丁目アパート  | 南台3-26   | 1棟 | 40戸 | 5F   | S50             | 3DK<br>42.3㎡～51.0㎡      | 有        | 有          | 無         |
|      |          | 弥生町三丁目アパート | 弥生町3-35  | 1棟 | 21戸 | 3F   | S48             | 3DK<br>42.3㎡            | 無        | 有          | 有<br>(一部) |
|      |          | 弥生町五丁目アパート | 弥生町5-9   | 1棟 | 20戸 | 4F   | S58             | 3DK<br>55.8㎡～61.5㎡      | 無        | 無          | 有         |
|      | 002      | 野方一丁目アパート  | 野方1-12ほか | 4棟 | 51戸 | 3F   | S47             | 2DK/ 3DK<br>39.3㎡～41.9㎡ | 無        | 有<br>(一部)  | 無         |
|      |          | 野方六丁目アパート  | 野方6-35   | 3棟 | 39戸 | 3F   | S43             | 2DK/ 3DK<br>33.4㎡～36.4㎡ | 無        | 有          | 無         |
|      |          | 沼袋三丁目アパート  | 沼袋3-23   | 1棟 | 35戸 | 3F   | S63             | 2DK/ 3DK<br>44.0㎡～61.5㎡ | 無        | 有          | 有         |
|      | 003      | 江原町アパート    | 江原町2-7   | 5棟 | 69戸 | 3,5F | S42<br>/<br>S43 | 2DK/ 3DK<br>35.5㎡～37.3㎡ | 無        | 無          | 無         |
|      |          | 江原町二丁目アパート | 江原町2-9   | 4棟 | 80戸 | 3F   | S46<br>/<br>S49 | 3DK<br>39.0㎡～51.0㎡      | 無        | 有          | 無         |
|      |          | 江古田一丁目アパート | 江古田1-34  | 1棟 | 17戸 | 3F   | H6              | 2DK/ 3DK<br>53.7㎡～62.3㎡ | 無        | 有          | 有         |
|      |          | 江古田二丁目アパート | 江古田2-21  | 1棟 | 24戸 | 3F   | S51             | 3DK<br>42.3㎡            | 無        | 有          | 無         |
|      |          | 江古田四丁目アパート | 江古田4-10  | 1棟 | 15戸 | 3F   | H2              | 3DK<br>58.2㎡            | 無        | 有          | 有         |
|      | 004      | 鷺宮六丁目アパート  | 鷺宮6-14   | 1棟 | 21戸 | 3F   | S55             | 3DK<br>59.6㎡            | 無        | 有          | 無         |
|      |          | 上鷺宮三丁目アパート | 上鷺宮3-14  | 1棟 | 15戸 | 3F   | S56             | 3DK<br>59.6㎡            | 無        | 有          | 無         |
| 単身者向 | 005      | 江古田一丁目アパート | 江古田1-34  | 1棟 | 4戸  | 3F   | H6              | 1DK<br>36.5㎡            | 無        | 有          | 有         |

※登録順位が上位の方からあっせんしますので、各地区内の住宅の指定はできません。

|     |  |      |        |    |    |                         |     |                    |   |   |   |
|-----|--|------|--------|----|----|-------------------------|-----|--------------------|---|---|---|
| 家族向 |  | 新井住宅 | 新井4-30 | 1棟 | 2戸 | 3階建<br>での1<br>階部分<br>のみ | H21 | 2DK<br>55.8㎡～56.5㎡ | 無 | 有 | 有 |
|-----|--|------|--------|----|----|-------------------------|-----|--------------------|---|---|---|

※公社での募集は実施しておりません。

# 申込みから入居まで



# 入居資格（家族）

申込みできる方は、申込日現在、次の①～⑤すべてにあてはまる必要があります。

## ① 中野区内に2年以上居住していること

(1) 申込者本人が9月8日現在中野区内に継続して2年以上居住する成年者で、申込日から審査日まで継続して居住し、そのことが住民票で確認できること。

なお、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。

また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。

※成年者（18歳以上）…平成19年9月9日以前生まれの方

(2) 外国人については（1）のほかに、申込日から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票で確認できること。

ア 特別永住者およびその配偶者等

イ 中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）

ウ 中長期在留者（イ以外の在留資格）※ただし申込期間において在留実績が継続して1年以上あること。

（令和6年（西暦2024年）9月9日以前から在留している方）

## ② 同居親族がいること

申込みのときに一緒に住んでいる親族または婚約者と申込むことが原則です。

※同居親族にはパートナーシップ関係にある方を含みます。

(1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかに該当すること。

ア 婚約者（入居手続きのときまでに婚姻できること。）

イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。ただし、入居しようとする世帯が5ページの高齢者世帯または心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。

エ パートナーシップ関係にある方

※入居資格審査時に、パートナーシップ宣誓書受領書等で確認ができ、戸籍上の配偶者がいないこと。

(2) 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「末届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

(3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み

※離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

※申込後は、申込者、同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く）

(4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者もしくは中長期在留者で、上記(1)～(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること。

## ③ 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表（9ページ）の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。→8～14ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

## ④ 住宅に困っていること

(1) 申込者本人および同居親族に住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかに該当する方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り

壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

(2) 申込者本人および同居親族に公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の入居者がいないこと。なお、次の資格要件に該当する場合に限り、申込みできます。

| 住 宅 区 分                                                                           |                                                                                     | 資 格 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------|------------|--------------|------------|----|------------------|----|------------------|----|------------------|----|--------------------|----|------------------|----|------------------|
| U<br>R<br>賃<br>貸<br>住<br>宅<br>・<br>公<br>社<br>住<br>宅<br>・<br>都<br>民<br>住<br>宅<br>等 | 家賃が高い                                                                               | 家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
|                                                                                   | UR・公社の建替                                                                            | 現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
|                                                                                   | ひとり親世帯<br>(母子・父子世帯)                                                                 | 申込者本人が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者本人の子であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
|                                                                                   | 高齢者世帯                                                                               | 申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに該当すること。<br>ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。）<br>イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方）<br>ウ 18歳未満の児童                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
|                                                                                   | 心身障害者世帯                                                                             | 申込者または同居親族の一人が、次のいずれかに該当すること。<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者<br>イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
|                                                                                   | 多子世帯                                                                                | 申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
|                                                                                   | 生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯                                                               | 申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
| 公営住宅等                                                                             | 住宅が狭い                                                                               | お住まいの住宅の住戸専用面積が入居資格基準表未満であること。<br>入居資格基準表<br><table><tr><th>いっしょに住んでいる人数</th><th>住戸専用面積(壁芯)</th><th>いっしょに住んでいる人数</th><th>住戸専用面積(壁芯)</th></tr><tr><td>2人</td><td>30m<sup>2</sup></td><td>5人</td><td>57m<sup>2</sup></td></tr><tr><td>3人</td><td>40m<sup>2</sup></td><td>6人</td><td>66.5m<sup>2</sup></td></tr><tr><td>4人</td><td>50m<sup>2</sup></td><td>7人</td><td>76m<sup>2</sup></td></tr></table><br>☆壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。<br>(住宅の賃貸借契約書等でご確認ください。)<br>☆住戸専用面積には、バルコニーは含みません。 |                    | いっしょに住んでいる人数 | 住戸専用面積(壁芯) | いっしょに住んでいる人数 | 住戸専用面積(壁芯) | 2人 | 30m <sup>2</sup> | 5人 | 57m <sup>2</sup> | 3人 | 40m <sup>2</sup> | 6人 | 66.5m <sup>2</sup> | 4人 | 50m <sup>2</sup> | 7人 | 76m <sup>2</sup> |
|                                                                                   | いっしょに住んでいる人数                                                                        | 住戸専用面積(壁芯)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | いっしょに住んでいる人数       | 住戸専用面積(壁芯)   |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
| 2人                                                                                | 30m <sup>2</sup>                                                                    | 5人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 57m <sup>2</sup>   |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
| 3人                                                                                | 40m <sup>2</sup>                                                                    | 6人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 66.5m <sup>2</sup> |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
| 4人                                                                                | 50m <sup>2</sup>                                                                    | 7人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 76m <sup>2</sup>   |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |
| 通勤時間が長い                                                                           | 通勤時間が片道90分以上かかる場合で、区営住宅に入居することにより片道30分以上短縮される場合。<br>(身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間片道60分以上) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                    |              |            |              |            |    |                  |    |                  |    |                  |    |                    |    |                  |    |                  |

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、あるいは浴室のない公営住宅に入居されている方は、上の区分に該当しない場合でも申込みことができます。

※ 表中の18歳未満の方とは平成19年9月3日以降生まれの方

※ 表中の20歳未満の方とは平成17年9月3日以降生まれの方

※ 表中の60歳以上の方とは昭和40年9月9日以前生まれの方

## ⑤ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 入居資格（単身者）

申込みできる方は、申込日現在、次の①～④すべてにあてはまる必要があります。

## ① 中野区内に2年以上居住している、原則として親族と同居していない60歳以上などの単身者であること

※親族、配偶者にはパートナーシップ関係にある方も含みます。

申込者は単身者（原則として申込時に同居している親族がいない方）で、中野区内に継続して2年以上（ただし、引揚者は2年以下でも可）居住している、下記（1）～（6）のいずれかに該当する成年者で、申込日から審査日まで継続して居住し、そのことが住民票で確認できること。外国人についてはほかに、在留資格（4ページ①（2）参照）が確認できること。

### （1）60歳以上（昭和40年9月9日以前の生まれ）の方

※（1）の条件を満たさない方は下記の条件を満たす方になります。

（2）～（6）のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

### （2）障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
  - ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む。）
  - ③ 知的障害で②の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度から4度の方）
- ※ 手帳の交付を受けていない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。

また、精神障害者および知的障害者の方は、居住支援の状況を確認する場合があります。

### （3）生活保護等受給者（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている者を含む。）

### （4）海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

（厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できること。）

※ 海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

### （5）ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方

### （6）配偶者から暴力を受けた被害者で①または②にあてはまる方

- ① 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して5年以内の方
- ② 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

※ 上記（1）～（6）のいずれかに該当する方で、現に単身者でない方は、次のア～ウのいずれかに該当する場合に限り、申込みことができます。

ア 居住している住宅が狭い（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表未満であること。）

### 入居資格基準表

| いっしょに住んでいる人数 | 住戸専用面積（壁芯） | いっしょに住んでいる人数 | 住戸専用面積（壁芯） |
|--------------|------------|--------------|------------|
| 2人           | 30㎡        | 5人           | 57㎡        |
| 3人           | 40㎡        | 6人           | 66.5㎡      |
| 4人           | 50㎡        | 7人           | 76㎡        |

★ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。

★ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

イ 離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。ただし、現在同居している親族が配偶者だけの場合に限ります）。

ウ 同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤または就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。

※ 夫婦が別居する申込みはできません。

※ 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。

## ② 所得が定められた基準以内であること

申込者の年間所得の金額が、所得基準表（9ページ）の所得基準の範囲内であること。

8～14ページを参考にして、あなたの所得を確かめてください。

☆ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者1人につき38万円ずつ加算してください。

## ③ 住宅に困っていること

（1）住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

（2）公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の入居者でないこと。

ただし、次の資格要件に該当する方は申込みできます。

| 住 宅               | 区 分                  | 資 格 要 件                                                                             |
|-------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等 | 家賃が高い                | 家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。            |
|                   | UR・公社の建替             | 現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。                       |
|                   | 高齢者                  | 60歳以上であること。                                                                         |
|                   | 身体障害者                | 申込者が身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者である場合。                                                 |
|                   | 生活保護または中国残留邦人支援給付受給者 | 申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。  |
| 公営住宅等             | 通勤時間が長い              | 通勤時間が片道90分以上かかる場合で、区営住宅に入居することにより片道30分以上短縮される場合。<br>（身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間片道60分以上） |

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、あるいは浴室のない公営住宅に入居されている方は、上の区分に該当しない場合でも申込むことができます。

## ④ 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 所得金額の計算方法

## ① まず所得の種類を確かめましょう

### 給与所得とは

給与、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

### 事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

### 年金所得とは

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの所得です。

個人年金は雑所得のため、年金所得ではなく事業等所得の計算に加算してください。

10～11ページをご覧ください

12ページをご覧ください

13ページをご覧ください

## ★所得金額計算上の注意

### ●計算の対象としないもの

次に該当する収入については所得金額を0円とします。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

### ●退職・廃業している場合

申込期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。

なお、令和7年11月末までに、「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により退職することが、申込期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

### ●2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

## ② 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の家族全員（申込みをする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

| 収入のある方の名前 | (所得金額)－(★14ページ下表②の特別控除金額) |
|-----------|---------------------------|
|           | ( )－( )                   |
|           | ( )－( )                   |
|           | ( )－( )                   |
| 合 計       |                           |

### ★特別控除金額

所得金額から差引いてください。  
詳しくは14ページをご覧ください。

★14ページ上表①の  
特別控除金額

あなたの家族の  
所得金額

－  ＝

### ③ 家族数は何人ですか？

① 所得基準表の家族数とは



出産する予定であっても申込みのとき生まれていなければ、その胎児は家族数には含まれません。

#### ★遠隔地扶養者数とは

区営住宅に入居しないが、申込者本人または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしている必要があります。

② 申込みの際の世帯の人数とは、実際に住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

### ④ 所得基準表

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

| 家族数 | 所得金額          |               |
|-----|---------------|---------------|
|     | 一般区分          | 特別区分          |
| 1人  | 0円～1,896,000円 | 0円～2,568,000円 |
| 2人  | 0円～2,276,000円 | 0円～2,948,000円 |
| 3人  | 0円～2,656,000円 | 0円～3,328,000円 |
| 4人  | 0円～3,036,000円 | 0円～3,708,000円 |
| 5人  | 0円～3,416,000円 | 0円～4,088,000円 |
| 6人  | 0円～3,796,000円 | 0円～4,468,000円 |

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

#### ★所得基準表の特別区分に該当する世帯とは…

##### ① 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかに該当すること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

##### ② 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかに該当すること。

- ア 60歳以上
- イ 18歳未満の児童

##### ③ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

##### ④ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。（厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できること）

※ 海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

##### ⑤ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

##### ⑥ 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

# 給与所得（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

申込期間に仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含みます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。  
仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、収入額および所得金額を計算してください。

## 1 現在の仕事を始めた日が令和6年1月1日以前で、令和6年1月以降に休職期間がない。

源泉徴収票をお確かめください。

### ●仕事先が1か所の場合

㊦「支払金額」が収入額です。申込書の「年間総収入金額」欄に記入してください。

㊧「給与所得控除後の金額」が所得金額です。この額から100,000円差し引いた額を申込書の「年間所得金額」欄に記入してください。

### ●仕事先が2か所以上ある場合の所得額

それぞれの仕事先の源泉徴収票の㊦「支払金額」の合計額を次ページ表2にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してから申込書の「年間所得金額」欄に記入してください。

※ 源泉徴収票がない場合は、令和6年1月から12月までの収入額を次ページ表1で合計して年間総収入額を計算し、その額を表2にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

令和6年分 給与所得の源泉徴収

|                 |           |                    |             |     |
|-----------------|-----------|--------------------|-------------|-----|
| 支払を受ける者         | 住所又は居所    | 受給者番号              | 氏名          | 税別  |
| 種別              | 支払金額      | 給与所得控除後の金額         | 所得控除の額の合計   |     |
|                 | ア         | イ                  |             |     |
| (源泉)控除対象配偶者の有無等 | 配偶者特別控除の額 | 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く) | 16歳未満扶養親族の数 |     |
| 前               | 後         | 特定                 | 老人          | その他 |
|                 |           |                    |             |     |
| 社会保険料等の金額       |           | 生命保険料の控除額          |             |     |
| 千円              |           | 円                  |             |     |

## 2 現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日以降で、仕事を始めてから現在までの間に休職期間がない。

令和7年8月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

仕事を始めてから12か月たっていない場合は、次ページ表1㊣のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して年間総収入額（見込み額）を計算して、その額を表2にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

## 3 申込期間には復職しているが、令和6年1月から申込期間までの間に休職期間があった。

令和7年8月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計して年間総収入額を計算し、その額を表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

復職してから12か月たっていない場合は、次ページ表1㊣のとおり、復職後の収入額の平均月額を12倍して年間総収入額（見込み額）を計算して、その額を表2にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

## 4 会社に在籍しているが、申込期間に休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計して年間総収入額を計算し、その額を表2にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

### 2～4 計算上の注意

- 収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入を除きます。
- 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、次ページ表2にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

表1 12か月分の収入額（実績額または見込みの額）を計算

| ①働いた年月 |       | ②給与（諸手当を含む） | ③賞与  |
|--------|-------|-------------|------|
| 年      | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
|        | 月     |             |      |
| 合計     | か月(A) | 円(B)        | 円(C) |

④  $\frac{\text{〔(B) 給与計〕}}{\text{〔(A) 働いた月数〕}} \times 12 + \text{〔(C) 賞与計〕} = \text{12か月分の収入額}$

計算上の注意

- ①働いた年月  
月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。
- ②給与（諸手当を含む）  
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
- ③賞与
- ④12か月分の収入額の計算  
・支払われた給与が12か月分ないときは、平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してください。  
・申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

計算した「12か月分の収入額」を申込書の「年間総収入金額」欄に記入してください。

| 申込書の年収額欄 |        |
|----------|--------|
| 年間総収入金額  | 年間所得金額 |
| 円        | 円      |

表2 表1で計算した 12か月分の収入額 を、「区営住宅の所得金額」に換算

| 12か月分の収入額                    | 税法上の所得金額                                                                                                       | 区営住宅の所得金額             |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 551,000円未満                   | 0円                                                                                                             | 0円                    |
| 551,000円以上<br>1,619,000円未満   | 12か月分の収入額－550,000円                                                                                             | 税法上の所得金額<br>－100,000円 |
| 1,619,000円以上<br>1,620,000円未満 | 1,069,000円                                                                                                     | 969,000円              |
| 1,620,000円以上<br>1,622,000円未満 | 1,070,000円                                                                                                     | 970,000円              |
| 1,622,000円以上<br>1,624,000円未満 | 1,072,000円                                                                                                     | 972,000円              |
| 1,624,000円以上<br>1,628,000円未満 | 1,074,000円                                                                                                     | 974,000円              |
| 1,628,000円以上<br>1,804,000円未満 | ●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。<br>$\frac{\text{12か月分の収入額}}{4} = A$<br>→ Aの1,000円未満を切り捨てた額＝B<br>→ Bを右の計算式にあてはめてください。 | 税法上の所得金額<br>－100,000円 |
| 1,804,000円以上<br>3,604,000円未満 |                                                                                                                |                       |
| 3,604,000円以上<br>6,600,000円未満 |                                                                                                                |                       |
| 6,600,000円以上<br>8,500,000円未満 |                                                                                                                |                       |
|                              | 12か月分の収入額×0.9－1,100,000円                                                                                       |                       |

- 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの12か月分の収入額の合計を表2にあてはめてください。  
●「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。  
●12か月分の収入額が8,500,000円以上の場合は、東京都住宅供給公社へお問い合わせください。

計算した「区営住宅の所得金額」を申込書の「年間所得金額」欄に記入してください。

| 申込書の年収額欄 |        |
|----------|--------|
| 年間総収入金額  | 年間所得金額 |
| 円        | 円      |

# 事業等所得（自営業・外交員等）

## 1 現在の事業を始めた日が令和6年1月1日以前で確定申告をしている。

### 令和6年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

|           |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業等所得金額等  | ① | 1 | 4 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| 事業所得      | ② |   |   |   |   |   |   |   |
| 不動産所得     | ③ |   |   |   |   |   |   |   |
| 配当所得      | ④ |   |   |   |   |   |   |   |
| 給付金等      | ⑤ |   |   |   |   |   |   |   |
| 公的年金等     | ⑥ |   |   |   |   |   |   |   |
| 雑所得       | ⑦ |   |   |   |   |   |   |   |
| その他       | ⑧ |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑦から⑧までの計  | ⑨ |   |   |   |   |   |   |   |
| 総合課税・一時所得 | ⑩ |   |   |   |   |   |   |   |
| 合計        | ⑪ | 1 | 4 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 |

⑫から⑪を差し引いた金額が年間所得金額となります。申込書の「年間所得金額」欄に記入してください。

〈第二表〉

事業専従者に関する事項

|          |       |      |     |      |           |
|----------|-------|------|-----|------|-----------|
| 事業専従者の氏名 | 東京 一郎 | 専従期間 | 12月 | 収入金額 | 800,000 円 |
|----------|-------|------|-----|------|-----------|

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合、この額が事業専従者の収入額です。申込書の「年間総収入金額」欄に記入してください。

また、この額を11ページの表2にあてはめて「区営住宅の所得金額」に換算し、申込書の「年間所得金額」欄に記入してください。

申込書の年収額欄

| 年間総収入金額 | 年間所得金額 |
|---------|--------|
| 円       | 円      |

## 2 確定申告をしていない、または現在の事業を始めた日が令和6年1月2日以降

○次の（1）（2）からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

| 働いた月 | 収入金額 | 必要経費 | 所得金額 |
|------|------|------|------|
| 年 月  |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 合計   |      |      |      |

（1）確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが令和6年1月1日以前  
令和6年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。  
なお、入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。

所得金額合計

（2）現在の事業を始めたのが令和6年1月2日以降

令和7年8月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額合計

営業した月数

×12=

推定所得金額

申込書の年収額欄

| 年間総収入金額 | 年間所得金額 |
|---------|--------|
| 円       | 円      |

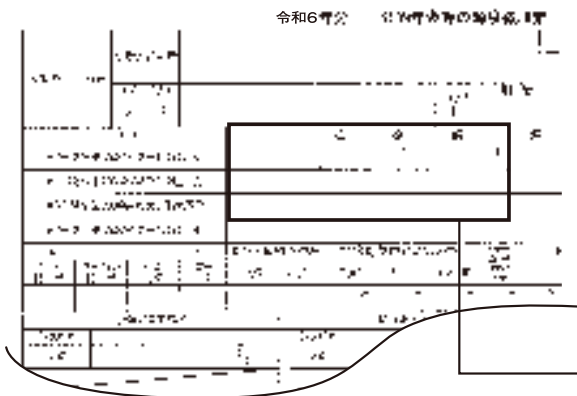
※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

# 年金所得

- ※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
- ※ 令和6年1月から12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「区営住宅の所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

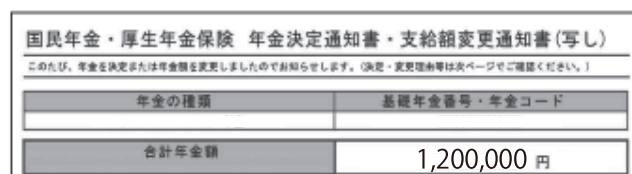
## 1 令和5年12月以前から年金を受けている方

「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。



## 2 令和6年1月以降に年金を受け始めの方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認してください。



| 申込書の年収額欄 |        |
|----------|--------|
| 年間総収入金額  | 年間所得金額 |
| 円        | 円      |

支払金額または年間予定額の合計額を申込書の「年間総収入金額」欄に記入してください。

## 年金収入を「区営住宅の所得金額」に換算してください。

上記1または2で確認した年金収入を下表の計算式で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

| 本人の年齢                      | 年金収入額                 | → 税法上の所得金額          | → 区営住宅の所得金額       |
|----------------------------|-----------------------|---------------------|-------------------|
| 65歳以上<br>(昭和35年9月9日以前生まれ)  | 1,100,000円まで          | 0円                  | 0円                |
|                            | 1,100,001円～3,299,999円 | 年金収入額－1,100,000円    | 税法上の所得金額－100,000円 |
|                            | 3,300,000円～4,099,999円 | 年金収入額×0.75－275,000円 |                   |
| 65歳未満<br>(昭和35年9月10日以降生まれ) | 600,000円まで            | 0円                  | 0円                |
|                            | 600,001円～1,299,999円   | 年金収入額－600,000円      | 税法上の所得金額－100,000円 |
|                            | 1,300,000円～4,099,999円 | 年金収入額×0.75－275,000円 |                   |

- 「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。
- この金額を上回る場合は、東京都住宅供給公社へお問い合わせください。

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、2段階にしてください。

例

| 年間総収入金額 | 年間所得金額 |
|---------|--------|
| 給与○○○円  | ○○○円   |
| 年金○○○円  | ○○○円   |

| 申込書の年収額欄 |        |
|----------|--------|
| 年間総収入金額  | 年間所得金額 |
| 円        | 円      |

計算した「区営住宅の所得金額」を申込書の「年間所得金額」欄に記入してください。

# 特別控除について

申込者本人および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

## ① 申込者本人および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者本人、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」に該当する方がいるか、お確かめください。

| 控除の種類     | 特別控除金額    | 特別控除を受けられる方                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 備考                                      |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ㉔ 老人扶養控除  | 1人につき10万円 | 所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ㉔の特別障害者控除を受ける方は、㉕の障害者控除をあわせて受けることはできません |
| ㉕ 特定扶養控除  | 1人につき25万円 | 所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                         |
| ㉕ 障害者控除   | 1人につき27万円 | 1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方<br>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）<br>3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方<br>4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方<br>5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方                                                                                                       |                                         |
| ㉕ 特別障害者控除 | 1人につき40万円 | 1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方<br>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）<br>3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方<br>4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方<br>5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方<br>6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。）<br>7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方<br>8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方 |                                         |

㉔～㉕の特別控除金額の合計  万円 → 8 ページの特別控除金額①へ

## ② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者本人または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」に該当する方がいるか、お確かめください。

| 控除の種類    | 特別控除金額 | 特別控除を受けられる方                                                                                                                                                                   | 備考                                                |
|----------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ㉔ 寡婦控除   | 27万円   | 夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方<br>①年間所得金額が500万円以下の方<br>②扶養親族を有する方                                                                                                         | 特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。 |
| ㉕ ひとり親控除 | 35万円   | 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）<br>現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方<br>①年間所得金額が500万円以下の方<br>②生計を一にする子を有する方 |                                                   |

- ・「㉕ひとり親控除」に該当する方は、「㉔寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「㉔寡婦控除」や「㉕ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

㉔または㉕の特別控除金額の合計  万円 → 8 ページの特別控除金額②へ

- ※ 表中の16歳以上23歳未満の方とは平成14年9月3日～平成21年9月9日生まれの方
- ※ 表中の65歳以上の方とは昭和35年9月9日以前生まれの方
- ※ 表中の70歳以上の方とは昭和30年9月9日以前生まれの方

# 子育て世帯への優遇抽せんの実施について

- (1) 優遇抽せんとは、申込期間に家族向の入居資格（4～5ページ）に加え、優遇資格（以下の表）にあてはまる世帯（2人以上の家族に限る。）が、家族向住宅に申込みする場合に当せん確率が高くなる制度です。
- (2) 優遇抽せんを利用する方は、申込書の「3 申込区分」に、優遇資格一覧表に記載の区分番号を正しく記入してください。  
・複数の区分にあてはまる場合でも、優遇倍率2倍（あるいは3倍）以上にはなりません。どれか1つを選び記入してください。
- (3) 優遇の区分で申込み、当せんした方で、入居資格審査のときに優遇資格にあてはまらないことがわかった場合、一般の入居資格がある方でも失格としますのでご注意ください。

## ○優遇倍率2倍（抽せん番号を連番で2つ付番）

| 申込区分（番号）                     | 資格要件                                              |
|------------------------------|---------------------------------------------------|
| 子育て世帯<br>（子ども1人または2人）<br>（2） | 同居親族に申込日現在18歳未満の児童が1人または2人いて、その児童全員が区営住宅に入居できること。 |

## ○優遇倍率3倍（抽せん番号を連番で3つ付番）

| 申込区分（番号）                   | 資格要件                                                                                                    |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひとり親世帯<br>（父子・母子世帯）<br>（3） | 申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が申込日現在18歳未満の申込者の子であること。 |
| 多子世帯<br>（子ども3人以上）<br>（4）   | 同居親族に申込日現在18歳未満の児童が3人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できること。                                                          |
| 未就学児（2人以上）<br>のいる世帯<br>（5） | 同居親族に小学校就学前の児童が2人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できること。                                                              |

## 前回の抽せん倍率

### ○家族向住宅（2人以上の世帯向け）

| 申込地区番号 | 001                       | 002                     | 003                                         | 004             |
|--------|---------------------------|-------------------------|---------------------------------------------|-----------------|
| 住宅名    | 南台三丁目<br>弥生町三丁目<br>弥生町五丁目 | 野方一丁目<br>野方六丁目<br>沼袋三丁目 | 江原町<br>江原町二丁目<br>江古田一丁目<br>江古田二丁目<br>江古田四丁目 | 鷺宮六丁目<br>上鷺宮三丁目 |
| 倍率（倍）  | 3.5                       | 2.3                     | 1.2                                         | 2.8             |

### ○単身者向住宅

| 申込地区番号 | 005    |
|--------|--------|
| 住宅名    | 江古田一丁目 |
| 倍率（倍）  | 33.0   |

※この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」「夫婦」「家族」と記載のあるものは、「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。

# 申込書の書き方(太線枠内を書いてください。)

## 中野区営住宅使用申込書

中野区長あて

私は、中野区営住宅（あき家）募集案内の内容を承知し、使用したいので申込みます。

なお、この申込書の記載事項が事実と相違するときは、使用決定を取り消されても異議のないことを誓約いたします。

・太線枠内のみ、必ず記入してください。記入事項の変更はできませんので注意してください

1 入居を希望する住宅を選び、あてはまる項目の□をぬりつぶしてください（例■）。

■ 家族向住宅 □ 単身者向住宅

2 申込地区番号を記入してください。（単身者の方は005を記入してください。）

申込地区番号 0 0 1

3 家族向住宅を選んだ方は1～5、単身者向住宅を選んだ方は6～13の申込区分の番号を記入してください。※申込区分2～5はP.15を参照してください。

| 申込区分 | 1    | 2     | 3      | 4          | 5               | 6     | 7            | 8       | 9        | 10           | 11      | 12      | 13      |
|------|------|-------|--------|------------|-----------------|-------|--------------|---------|----------|--------------|---------|---------|---------|
| 申込区分 | 1    |       |        |            |                 |       |              |         |          |              |         |         |         |
| 番号   | 1    | 2     | 3      | 4          | 5               | 6     | 7            | 8       | 9        | 10           | 11      | 12      | 13      |
| 申込区分 | 一般世帯 | 子育て世帯 | ひとり親世帯 | 多子世帯(3人以上) | 未就学児のいる世帯(2人以上) | 60歳以上 | 身体障害者(1級～4級) | 生活保護受給者 | 海外からの引揚者 | ハンセン病療養所等入所者 | 単身精神障害者 | 単身知的障害者 | 単身DV被害者 |

4 申込者について記入してください。なお、この方が区営住宅入居後の名義人となります。 ↓あてはまる項目の□をぬりつぶしてください。

|     |      |                                              |      |             |                           |    |        |                  |                         |
|-----|------|----------------------------------------------|------|-------------|---------------------------|----|--------|------------------|-------------------------|
| 申込者 | 郵便番号 | 1 6 4 - 0 0 0 1                              |      | 日中連絡のつく電話番号 | 0 9 0 - 1 1 1 1 - 〇 〇 〇 〇 |    | 区内居住   | 区内住民登録           |                         |
|     | 住所   | 東京都中野区 中野4丁目11-19 中野荘103号室<br>※建物名までご記入ください。 |      |             |                           |    |        | ■ 2年以上<br>□ 2年未満 | ■ あり<br>□ なし            |
|     | フリガナ | トウキョウ                                        |      | タロウ         |                           | 性別 | 男<br>女 | 生年月日             | 大 40年 5月 6日<br>平 満(60)歳 |
|     | 氏名   | 氏 東京                                         | 名 太郎 |             |                           |    |        |                  |                         |

5 現在、申込者を含め 3 人で住んでおり、区営住宅に入ろうとする人数は 3 人です。

〒150-8522 渋谷区神宮前5-3-67 コスモス青山13階  
中野区指定管理者 東京都住宅供給公社

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 住所 | 東京都中野区 中野4丁目11-19 中野荘103号室 |
| 氏名 | 東京 太郎 様                    |

85円切手を必ず貼ってください。

郵便はがき  
1 6 4 - 0 0 0 1

〒150-8522 渋谷区神宮前5-3-67 コスモス青山13階  
中野区指定管理者 東京都住宅供給公社

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 住所 | 東京都中野区 中野4丁目11-19 中野荘103号室 |
| 氏名 | 東京 太郎 様                    |

85円切手を必ず貼ってください。

郵便はがき  
1 6 4 - 0 0 0 1

住宅へ家族での入居か、単身での入居か必ず選んで□をぬりつぶしてください。（例■）

申込後の申込地区の変更はできません。もう一度よく確認してください。

家族向住宅を選んだ方は1～5、単身者向住宅を選んだ方は6～13の申込区分の番号を記入してください。

85円切手を2か所に必ず貼ってください。

6 住宅に入ろうとするすべての世帯員（家族）について記入してください。

| (フリガナ)<br>氏 名      | 続柄               | 性別       | 生年月日                    | 年間総収入金額<br>円 | 年間所得金額<br>円 | 現在働いている勤務先・事業所の<br>名称及び就職（開業）年月日                           | 職業    |
|--------------------|------------------|----------|-------------------------|--------------|-------------|------------------------------------------------------------|-------|
| 申 込 者              | 本人               |          |                         | 2,384,000    | 1,488,800   | 名称 N商事 (株)<br>電話番号 3228-○○○○<br>就職/開業日: 昭・平・令 14年12月1日     | 会社員   |
| トウキョウ ヤヨイ<br>東京 弥生 | 妻                | 男<br>(女) | 大昭48年3月5日<br>平令 満(52)歳  | 1,200,000    | 550,000     | 名称 (株) NNスーパー<br>電話番号 3372-○○○○<br>就職/開業日: 昭・平・令 14年12月15日 | パート   |
| トウキョウ ヤマト<br>東京 大和 | 長男               | 男<br>(女) | 大昭15年7月10日<br>平令 満(22)歳 | 720,000      | 70,000      | 名称 NNコンビニエンス<br>電話番号 3389-○○○○<br>就職/開業日: 昭・平・令 2年4月1日     | アルバイト |
|                    |                  | 男<br>(女) | 大昭 年 月 日<br>平令 満( )歳    |              |             | 名称<br>電話番号<br>就職/開業日: 昭・平・令 年 月 日                          |       |
|                    |                  | 男<br>(女) | 大昭 年 月 日<br>平令 満( )歳    |              |             | 名称<br>電話番号<br>就職/開業日: 昭・平・令 年 月 日                          |       |
| 計 3 名              | 年間所得金額合計 (A)     |          |                         |              | 2,108,800 円 | 入居しないが、申込者または同居親族の<br>所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）                    |       |
|                    | 特別控除金額 (B)       |          |                         |              | 250,000 円   |                                                            |       |
|                    | 差引所得金額 (A) - (B) |          |                         |              | 1,858,800 円 |                                                            |       |

7 現在お住まいの住宅の状況について、記入して下さい。※東日本大震災等被災者の方で仮設住宅として提供を受けている住宅にお住まいの方は、その他に「仮設住宅」と記入してください。

|                    |                                                                                                                       |                   |      |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|
| 住宅の種類<br>○を付けてください | 1:賃貸アパート 2:賃貸マンション 3:戸建ての借家 4:親族の持ち家 5:間借り・下宿 6:社宅・官舎・寮<br>7:UR賃貸住宅・公社住宅 8:都(区)営住宅 9:都民住宅 10:持家(分譲マンションも含む) 11:その他( ) |                   |      |
| 間 取 り              | 2 K・DK・LDK                                                                                                            | K・DK・LDKを除いた部分の畳数 | 12 畳 |
| 月額家賃               | 68,000 円                                                                                                              |                   |      |

8 区営住宅に入居する方の中に、土地・建物の所有者はいらっしゃいますか。○を付けてください。

|     |    |
|-----|----|
| いいえ | はい |
|-----|----|

※「はい」に○をつけた方は、次のア～ウのいずれかに○を付けてください。  
 ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取り壊し予定。  
 イ 差押、正当な事由による立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。  
 ウ アとイ以外の理由。( )

抽せん番号のお知らせ

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 令和7年度区営住宅あき家募集<br>抽せん番号 | 001 |
| 抽せん地区番号                 | 001 |

【抽せん（公開）】

◎ 日 時 令和7年10月10日（金）  
午前10時から  
◎ ところ 中野区役所8階 第801、802会議室  
※ 抽せん会場への来場は当座に一切影響ありません。  
※ 咳や発熱の症状があるなど体調のすぐれない方は、来場をお控えください。

【発 表】

抽せん会終了後、区役所9階、区民活動センター、中野区役所ホームページ、東京都住宅供給公社ホームページ（<https://www.to-kous/aor.jp/koue/ku/nakano/index.html>）に当せん番号を掲示します。  
抽せん結果は、令和7年10月16日頃に発送します。  
※ 抽せん結果についての問い合わせは、お断りいたします。  
都市基盤部住宅課住宅政策係

抽せん結果のお知らせ

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 令和7年度区営住宅あき家募集<br>抽せん番号 | 001 |
| 抽せん地区番号                 | 001 |

このたびは抽せんされた区営住宅の公開抽せんの結果、  
あなたは、  
となりまして。

◎ 抽せんの方へ  
あき家が発生した場合に資格審査の通知をします。  
なお、あき家が発生しない場合には、通知いたしませんのでご了承ください。  
◎ 抽せんの有効期限は、令和8年8月31日です。  
また、今後の都営住宅の募集に応募していただく必要はありません。  
◎ 抽せんの方で、住所が変わるときには、必ず都市基盤部住宅課住宅政策係に連絡してください。

都市基盤部住宅課住宅政策係

続柄欄には「夫、妻、未届の夫、未届の妻、長男、次男、長女、次女、孫、父、母、祖父、祖母、兄、弟、姉、妹、婚約者、パートナー、その他」から一つ選んで記入してください。

8～13ページをご覧ください。

14ページをご覧ください。

申込後の申込地区の変更はできません。もう一度よく確認してください。

# 予定使用料について

区営住宅の使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数によって決められます。  
例えば３人世帯の場合は下表のとおりです。

(参 考)

| 区 分     | 特 別 区 分                          |            |            |            |            |            |
|---------|----------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|         | 一 般 区 分                          |            |            |            |            |            |
| 所 得 金 額 | 0円                               | 2,008,001円 | 2,236,001円 | 2,428,001円 | 2,656,001円 | 2,992,001円 |
|         | 2,008,000円                       | 2,236,000円 | 2,428,000円 | 2,656,000円 | 2,992,000円 | 3,328,000円 |
| 間 取 り 等 | 南台三丁目アパート 浴室付（浴槽は自己で購入）・昭和50年度建設 |            |            |            |            |            |
|         | 3DK（6畳 4.5畳 4.5畳 DK）51.0㎡        |            |            |            |            |            |
| 予定使用料   | 24,400円                          | 28,200円    | 32,200円    | 36,400円    | 41,500円    | 47,900円    |
| 間 取 り 等 | 江原町アパート 浴室付（浴槽は自己で購入）・昭和42年度建設   |            |            |            |            |            |
|         | 2DK（6畳 4.5畳 DK）35.5㎡             |            |            |            |            |            |
| 予定使用料   | 16,200円                          | 18,600円    | 21,300円    | 24,100円    | 27,500円    | 31,700円    |

## 区営住宅の使用料のしくみ

- 区営住宅の使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められます。
- 住宅使用料決定に関する国の基準が改正された場合等には、住宅使用料が変更になることがあります。
- 区営住宅の使用料は、入居後は、毎年7月の収入報告により収入を認定し、翌年4月からの使用料を決定します。

## 住宅あっせんについて

- 登録順位が上位の方からあっせんしますので、各地区内の住宅の指定はできません。
- あき家補欠登録者であっせんされた住宅が希望に添わないで入居を辞退した場合は、その時点で資格を失うことになります。希望のアパートにあき家がでるまで、資格を保留して待つことはできません。
- 申込世帯に障害者・高齢者・幼児のいる世帯でも住宅の改善はいたしません。また、下層階をあっせんできるとは限りません。
- 車いす使用者世帯が申込まれても、あっせんできるのは一般の住宅ですので、特別の設備はしてありません。

※あき家補欠登録者であっせんされた住宅が希望に添わないで入居を辞退した場合は、その時点で資格を失うことになります。希望のアパートにあき家がでるまで、資格を保留して待つことはできません。

## 入居手続き

- (1) 入居手続きまでに、保証金として住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- (2) 入居にあたり、以下の要件に該当する連絡先となる方1名（または1法人）が必要です。
  - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する区営住宅に同居しない方
  - ②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人
 連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります。（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）